

# 室戸市立羽根小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止についての基本方針

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校の学校教育目標は「人間性豊かで 行動力のある 心身ともに健康な児童の育成」である。めざす子ども像を「進んで学習する子」「思いやりのある子」「たくましい子」とし、人間性豊かな児童の育成と安心して過ごせる学校づくりをめざして取り組んでいる。特にいじめへの対応は、児童の健全な心身の成長や命の尊厳を守るという観点から、保護者・地域住民はもとより関係機関とも連携しながら、本校の教育活動において第一義の重要な課題として、全教職員が自らの役割を自覚し真摯に取り組むこととする。

いじめの未然防止や実態把握、早期発見に努め、一人ひとりの子ども達が生き生きと日々の学校生活を送れるよう取組を推進するために「室戸市立羽根小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめを受けた児童の生命や心身を保護することが特に重要であることを理解し、室戸市長教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- 心身の苦痛を感じているものとの要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を活用して組織的に行う。

#### <具体的ないじめの態様>

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・インターネットや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

#### 4 いじめ防止対策組織

いじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

「いじめ防止対策委員会」は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。集められた情報は、個別の児童ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、学校の学校基本方針の策定や見直し、学校の定めたいじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、学校のいじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証を行う。

##### (1) 組織の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめ防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、児童用、保護者用）の作成・検証・修正
- いじめに関する校内研修の企画・検討
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

##### (2) 組織の構成員

- 構成する教職員は、校長、教頭、生徒指導主事、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学級担任、SC とする。
- 個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、SSW、室戸市家庭児童相談員、室戸市警察署生活安全課少年係、及び関係の深い教職員を追加する。

### (3) 組織運営上の留意点

- 当該組織を実際に機能させるに当たっては、心理・福祉等の外部専門家の助言を得る。
- 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて、室戸市教育委員会の指示を仰ぎながら、適切に対応する。

## 5 いじめ防止のための取組

### (1) 学校づくり・授業づくり

- 「ふりかえり」を全体で共有し、自尊感情を高める。
- 個人の意見を全体で大切にす。
- 『活躍の場』を与え、「自己存在感」を「共感的な人間関係」「自己決定」を大切にす。
- すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていく。
- わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫をする。
- わかる授業づくりに全教職員取り組む体制をつくる。
- 日々の授業の中で当たり前発言したり聞いたりする姿勢を育てていく。

### (2) 集団づくり・児童理解

#### ○縦割り班活動

異学年と交流することで、新たな人間関係を構築したり、自ら考えて行動したりする経験を積ませる。縦割り班掃除、縦割り班でのゲーム、運動会の運営、遠足での交流、ドッジボール大会、ウォークラリー、様々な場面で縦割り班を活用している。

- QU アンケートの結果を分析、共有し、個々の児童指導に生かす。
- すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育む。
- 互いに認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していく。
- 障害（発達障害を含む）のある児童についての理解を深める。
- 児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- 学級活動の時間等のいじめの指導を、年間指導計画に位置づけたうえで、どの学年においても必ず指導がなされるような指導計画を考える。

### (3) 生徒指導

- チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導等、学校として揃えていくべき事例を確認する。
- いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認することがないようにする。
- 児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるように働きかけること。
- 児童自身の自尊感情を高める取組を行っていく。
  - ・委員会活動での児童の主体的取組の促進など。

#### (4) 教職員の資質能力の向上

- 授業を担当するすべての教職員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を、いじめ防止のための年間指導計画に位置づけ、実施していく。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- いじめられる側にも問題があるかのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- すべての児童がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹すること。
- 校内研修の充実
  - ・「Le's feel じんけん」「学級経営ハンドブック」「生徒指導ハンドブック」「いじめ対応マニュアル『子どもたちの笑顔のために』」などを活用した校内研修の実施の促進。

### 6 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等

#### (1) いじめの未然防止

- いじめ防止教室、インターネットトラブルに関する教室などを開き、児童の視野拡大・意識改善を図る。

#### (2) いじめの発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。(教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケートについて等を実施)
  - ・学校生活アンケート、道徳アンケートや授業後の感想、児童意識調査、QU アンケート
- 児童の変化等に気付いた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応する。
- 気になる変化が見られた遊びやふざけのように見えるものの気になる行為があった等の場合、例えば5WIH(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく(個人情報管理に注意する)。
- 得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。
- 健康観察をするときに一人ひとりの顔を見て声を聞く。
- 個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で交わされる日記等も活用する。
- 保健室の様子を聞く。
- 保護者にも協力してもらい、家庭で気になる様子はないかを把握する。
- 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方からの通学時の様子を知らせてもらえる体制を構築する。
- 普段から児童の生活を把握するためのアンケートや定期的な個人面談を行う。
- 児童が教職員に相談してくれた場合、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないよう気をつける。
- 児童や保護者に「24時間相談ダイヤル」の周知をする。
- 特別な調査等のみに依存せず、教職員が普段から児童への態度や関わり方を見直す。

### (3) いじめの対応

- 速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通す。
- 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 「いじめ防止対策委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導等、問題の解消まで、「いじめ防止対策委員会」が責任を持つ。
- 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。
- 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱うべきものと認められる場合には、室戸市教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- ネット上のいじめには、必要に応じて地方法務局の協力を得たり、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- いじめが「重大な事態」と判断された場合には、室戸市教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- 児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- 学校における情報モラル教育を進める。

## 7 保護者や地域の関係団体等との連携について

### (1) PTA や地域の関係団体との連携促進

- PTA や地域の関係団体と連携し、いじめの問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配布し、周知する。

### (2) 地域とともにある学校づくり

- 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもの育み、いじめ問題の解決を進めていくために、学校支援地域本部委員や学校関係者評価委員とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。

## 8 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と調査

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の防止に資するため、速やかに重大事態委員会を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

◎重大事態の意味

第28条例第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 …など

(2) 重大事態の報告

○学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに室戸市教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

(3) 調査の趣旨等

○重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

○重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童やその保護者からの申立があったときは、適切かつ真摯に対応する。

(4) 調査を行うための組織について

○重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに重大事態対策委員会を設ける。

○組織の構成員については、室戸市教育委員会と協議のうえ決めることとする。なお、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない者（第三者）に参加を求め、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

○調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

〈取組の年間計画〉

月	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会(基本方針の周知)</li> <li>・校内委員会</li> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まなごしの共有の確認と徹底</li> <li>・集会活動(人間関係作り)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者面談</li> <li>・生活振り返り週間</li> <li>・身体測定</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校関係者評価委員会(基本方針説明・協力依頼)</li> <li>・職員会(児童の情報共有)</li> <li>・校内委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修(学級経営案の交流)</li> <li>・(学級の子どもの様子)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Q-Uアンケート(分析)</li> <li>・個人面談(学級担任)</li> <li>・カウンセラー相談</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会(児童の情報共有)</li> <li>・校内委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修(児童の行動観察と支援方法)</li> <li>・世代間交流(地域連携・人間関係づくり)</li> <li>・メディアトラブル教室(インターネットによるいじめ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート</li> <li>・校内研修(Q-Uの分析・見取り)</li> <li>・カウンセラー相談</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会(児童の情報共有)</li> <li>・校内委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・七夕の集い(地域連携・人間関係作り)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者面談</li> </ul>
夏季休業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童会児童生徒交流会(児童会による取組紹介)</li> <li>・校内研修(個別の指導計画作成)</li> <li>・校内研修(いじめ・児童虐待)</li> <li>・室戸市人権教育研究大会(仲間作りの取組研修)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域関係機関との連携</li> <li>・地域関係機関への訪問・聞き取り(公民館・市民館・児童館等、各機関の子ども教室)</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会(児童の情報共有)</li> <li>・校内委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権標語の取組</li> <li>・月見の集い(地域連携・人間関係作り)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセラー相談</li> <li>・生活振り返り週間</li> <li>・身体測定</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会(児童の情報共有)</li> <li>・校内委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校お楽しみ集会</li> <li>・人権作文の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセラー相談</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会(児童の情報共有)</li> <li>・校内委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権のつどい(人権を考える取組)</li> <li>・ふれあいまつり参加(地域人権学習・獅子舞披露)</li> <li>・いじめ防止教室(少年サポートセンターによる授業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Q-Uアンケート(分析)</li> <li>・個人面談(学級担任)</li> <li>・カウンセラー相談</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会(児童の情報共有)</li> <li>・校内委員会</li> <li>・教職員取組評価アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間</li> <li>・赤い羽根募金活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート</li> <li>・校内研修(Q-Uの分析・見取り)</li> <li>・カウンセラー相談</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会</li> <li>・職員会(児童の情報共有)</li> <li>・校内委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健指導(命の大切さ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活振り返り週間</li> <li>・身体測定</li> <li>・カウンセラー相談</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会(児童の情報共有)</li> <li>・校内委員会</li> <li>・自己評価</li> <li>・学校関係者評価委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習発表会(行事を通した人間関係づくり)</li> <li>・世代間交流(地域連携・人間関係づくり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセラー相談</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校関係者評価の結果を検証「基本方針の見直し</li> <li>・職員会議(取組反省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業式(行事を通した人間関係づくり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面談(学級担任)</li> <li>・カウンセラー相談</li> </ul>
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関する情報の収集</li> <li>・対応策の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集会の講話</li> <li>・道徳教育、体験活動の充実等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康観察の実施</li> <li>・カウンセラーによる相談</li> </ul>

いじめ対応組織体制

室戸市立羽根小学校

